

教育委員会議事録

令和元年9月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和元年9月臨時会)

- 1 日 付 令和元年9月20日（金）
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 松樹 俊弘
教育委員 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記
参事兼教育支援課長 和田 修二 教育支援課教育支援担当課長 浅井 大輔
学び支援課長 外村 智昭 就学支援課長補佐兼就学支援係長 小野沢 孝子
- 5 書 記 教育総務課総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後3時45分
- 7 付議事件
日程第1 議案第25号 令和元年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
- 8 閉会時刻 午後4時02分

○伊藤教育長 本日の出席委員は私を含めて5名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会9月臨時会を開会いたします。

今会の署名委員は、平井委員、松樹委員に、それぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、早速ですが審議事項に入ります。

日程第1、議案第25号、令和元年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分に関する意見の申し出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、議案第25号、令和元年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分に関する意見の申し出についてでございます。別紙のとおり令和元年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分に関する意見の申し出につきまして、議決を求めらるるものでございます。

資料をおめくりください。資料3ページでございます。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、議決を求めらるるものでございます。

意見を求められた議会の議決を経るべき案件は、令和元年度海老名市一般会計補正予算（第3号）のうち教育に係る部分でございます。資料5ページが海老名市長から海老名市教育委員会宛にまいりました意見照会でございます。

資料7ページをごらんください。こちらが、令和元年度海老名市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会の所管部分でございます。1、歳入歳出予算補正の、(1)、歳出でございます。10款3項2目001の01、スクールライフサポート事業費（中学校）でございます。所管課は就学支援課です。予算現額、補正前額は32,839千円のところで、今回の補正予算で7,264千円を増額し、補正後額を40,103千円とするものでございます。説明欄をご覧ください。内容といたしましては、修学旅行積立費の新設及び支給額の引き上げでございます。

続きまして、スクールライフサポート修学旅行積立費の新設及び支給額の引き上げについてご説明申し上げます。まず、修学旅行積立費の新設でございます。現状につきましては、スクールライフサポートでは中学校3年生での認定者に精算払いを行っております。また、保護者につきましては旅行業者へ一括払い、分割払い（積立）を行っているところでございます。課題・懸案事項といたしましては、対象学年のうち8割が2年生中に積立

等で支払っているのに対しまして、修学旅行に行く3年生での支給基準に基づきスクールライフサポートを支給しているものでございます。従いまして、2年生で認定されて3年生で認定されなかった世帯につきましては、支援が必要な2年生時に支援されていないという現状がございます。逆に、2年生で認定されず、3年生で認定された世帯では、支援が不要な2年生時の支払いに対しまして3年生時に支援されているという状況がございますので、こちらの状況を改善するために修学旅行積立費を新設するものでございます。修学旅行積立費、修学旅行費のいずれも保護者が支払った時点での支給基準に基づきまして、認定、非認定をすることで、保護者の支払いとスクールライフサポートの認定において現状起きている齟齬を解消するために、今回修学旅行積立費を新設するものでございます。

続きまして、支給額の引き上げでございます。支給額の引き上げにつきましては、要保護児童生徒援助費補助金の基準額が引き上げとなったことから、本市の支給金額引き上げを行うものでございます。なお、今回の補正額の歳出につきましては、修学旅行積立費を新設することによりまして、約7,544千円の増額が見込まれます。一方、支給額の引き上げに伴う所要額といたしまして、約472千円増額となります。これを合わせますと、約8,016千の増額となりますけれども、今後の執行見込等を勘案いたしまして、今回の補正予算額につきましては約7,264千円の増額を見込んだものでございます。

大変雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいま説明がありましたけれども、第3回海老名市議会定例会に本案件が上程されております。補正予算ということで、約7,264千円の増額ということでございます。これは、今年度は3年生と2年生の支給分両方あるからこの金額を増額するということですが、次年度になるとこの分は2年生時に支払ったから、減額になるということですよ。今年制度を移行するこのタイミングだけ2学年分を出さなければいけないから、そのための増額ということで。市全体の予算としては、来年度はこの増額分は減額になるということですね。

○教育部長 そのとおりでございます。

○伊藤教育長 そういう中で、一つは先ほど言ったように、支給の対象の認定の時期のこと、もう一つは支給額が増額されているところでございます。具体の額については、小学校は少額だったのですが、中学校はいくらぐらいですか。

○**教育部長** 修学旅行費のうち、要保護児童生徒につきましては、小学校が180円、中学校が2,710円の引き上げが行われております。スクールライフサポートにつきましても同様でございます。

○**伊藤教育長** その分を勿論含んだ支給額の引き上げということですね。

それでは、ご質問又はご意見等ございましたらお願いいたします。

スクールライフサポートの今の補正に関する質問は勿論なのですけれども、結果として皆様に議決いただくのは、原案のとおりということであれば、「令和元年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分について異論はなし」という意見を出すということで決定していただきますので、よろしくをお願いいたします。

○**酒井委員** 2年生中に支払いの請求が回ってくるので、それを迅速に補助できるのは良いと思うのですけれども、本来的には3年生で行く分ですので3年生で支払えるようにもしてもらえればそれも良いのかなと思います。今行われている海老名市修学旅行検討委員会での話し合いの結果によって、また修学旅行の形も変わってくるとは思いますので、その時その時に合ったスタイルで、先日総合教育会議の際教育長がおっしゃっていたチューデントファーストで、良い仕組みにしていっていただければと思います。

○**伊藤教育長** 支払い、支給の時期ということになってきますと、過去に1年生に対する前倒し支給に関して議論したときも、就学予定だった子に支給したけど市内から転出してしまったらどうになってしまうのだというご意見もあったかと思います。でも、実際には使うタイミングでお金がないと、ということですから、全て事が終わった後に支給されても本来は困るのですよね。それに対しまして今回も、お金を使うタイミングで支給する形ということで、かなり前向きな保護者や子どもたちのニーズに添った支給の方向に変わるといっていただけますので。

○**松樹委員** このように、実態に沿って制度を改正していくというのは素晴らしいことではないかと思います。ほとんどの保護者が2年生の時に先にお支払いをしているという現状の中で、スクールライフサポートを受けている保護者にとっては、その支払いのタイミングでお金が入ってこないとお支払いが難しいということですよ。やはり現実に即した形の中で支給をしていくことが一番スマートかなと思っております。また、他市の動向をみますと、支給額を引き上げないところや、一部引き上げを実施するところ等色々ありますが、国の基準に合わせて引き上げを実施する、国に倣ってしっかりとサポートをしていくべきではないかなと思いますので、是非進めていただきたいと思います。

○海野委員 今回このように、それぞれの環境に合わせた形でサポートしていくというのはすごく良いことだと思います。少し驚いているのは、2年生時点で支払いをされている方が8割いるということですね。特に分割で支払っている方もいらっしゃいます。どのような仕組みで、2年生時点で分割払いは行われているのですか。

○就学支援課長 2年生で修学旅行の費用を支払っているのが79%、約8割でございます。そのうち、分割でお支払いしているのが約3割でございます。そして、一括でお支払いしているのが残りの5割です。2年生でお支払いしている保護者が8割いらっしゃいますので、現年度のサポートをしていかなければいけないというところで、今回、2年生での修学旅行費の積立も含めまして、修学旅行費、修学旅行積立費というところの費目を作ったものでございます。

○伊藤教育長 2年生時点で一括払いをしている方が多い。

○海野委員 分割払いは3割なのですね。

○伊藤教育長 確かに、修学旅行は学年が始まった5月末から6月に行くものですから、秋にやるなら3年生の春に支払っても良いですけども、年度始まったらすぐ修学旅行なので2年生のうちに先に払ってしまうということですね。

○松樹委員 だから、それが終わった後でお金が入ってくるような形になってしまう現状がある。

○伊藤教育長 ただ、2年生で支給して、3年生になって修学旅行に行かなかったら、支給した分はどうなるのですか。

○教育部長 海老名市スクールライフサポート実施要綱第9条におきまして、取消し及び返還という規定がされております。その第1項で、「次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給認定の全部又は一部を取り消すことができる。」という規定があり、第2号において「援助費を本来の目的以外に使用したとき。」という規定がございます。2年生の時に積立を行ってスクールライフサポートを受けていた方が、3年生になって修学旅行にいなかった時には、修学旅行費の返還がございます。返還を保護者が受け取ることであります。スクールライフサポートで払ったお金が「本来の目的以外に使用したとき」に該当いたしますので、この第9条の規定に基づいて、当該支給認定の全部または一部を取り消すこととなります。この取消しを行った場合には、第9条第2項において、「その返還を命ずることができる。」という規定がありますので、そのような場合には返還を求めるものとなります。

○伊藤教育長 修学旅行の話ですと、教員として現場にいたときに、修学旅行は子どもたちみんなに行ってもらいたいという思いがありました。ただ、スクールライフサポートの対象だけでなく生活保護の対象になっている子もいて、当時のスクールライフサポートは勿論修学旅行が終わった後でお金が支給される仕組みでしたので、結果的には一時的に学校が立て替えて、修学旅行が終わってから支給されたお金を学校に返してもらうようなこともありました。そういう意味でも、先にお金をちゃんと払って、子どもたちが安心して修学旅行に行けるというのは良いことだと思います。

○平井委員 国、県の動向に合わせたスクールライフサポート事業への取り組みがとても迅速だなと思っております。保護者がどのように感じているかという部分までは分かりませんが、教員として現場にいた者としては、今までよりすごく早い動きができていて、保護者にとってもとても良いことじゃないかなと思います。また、手厚い支援がなされていて、スクールライフサポート事業への取り組みについては本当に素晴らしいなと思っております。金銭が絡むことですので色々と細かい部分もあるのではないかなと思うのですが、本当に一生懸命やってくださっていますので、とてもありがたいなと思います。これから先も形が変わっていくことではあるのかなと思うのですが、そういう部分も含めましてよろしく願いいたします。

○伊藤教育長 実際に担当課の方では、前倒し支給等これまでと違った、ニーズに沿った形になるよう取り組んできましたので。

それでは、色々ご意見いただきましたけれども、ほかにはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第25号を採決いたします。補正予算に関して海老名市長からの文書への回答ということで、海老名市長への申し出文書としまして、「令和元年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分について異論はなし。」とするものでございますけれども、この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第25号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会9月臨時会を閉会いたします。